

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市長

公表日

平成29年1月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p>(1)資格管理機能 ・資格の取得、喪失等を管理する機能</p> <p>(2)保険料賦課・収納管理機能 ・保険料の賦課、収納を管理する機能</p> <p>(3)認定情報管理機能 ・要介護認定、要支援認定情報を管理する機能</p> <p>(4)保険給付情報管理機能 ・給付情報を管理する機能</p> <p>(5)検索機能 ・個人番号により検索する機能</p> <p>(6)表示機能 ・被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能</p> <p>(7)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から、 医療保険給付関係情報を取得し、表示する機能</p> <p>(8)情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村長から、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報を取得し、表示する機能</p> <p>(9)国保連合会への情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能</p> <p>(10)セキュリティ機能 ・介護保険システムが抱えている住登外データを団体統合宛名管理システムへ送付する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険給付関係情報を提供する機能</p> <p>(11)国保連合会への情報提供機能 ・被保険者の異動、要介護認定情報に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出し、国保連合会へ送付する機能</p> <p>(12)セキュリティ機能 ・個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能 ・アクセスログ取得機能等</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>(1)符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>(2)情報照会機能 ・他の情報保有機関に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)を照会し、情報照会の状態を管理する。</p> <p>(3)情報提供機能 ・他の情報保有機関から受け付けた情報照会に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)の情報提供を行い、情報提供の状態の管理を行う。</p> <p>(4)既存システム接続機能 ・中間サーバと業務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(5)情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会及び提供のあった時に情報提供等記録を生成し、情報提供記録を含むアクセス記録を管理する。必要に応じて保管されたアクセス記録を検索、抽出、出力、不表示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する。</p> <p>(6)情報提供データベース管理機能 ・情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>(7)データ送受信機能 ・中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(8)セキュリティ管理機能</p> <p>(9)職員認証・権限管理機能 ・中間サーバを利用する職員を認証し、操作者を一意に特定する。職員に付与された権限に基づき、システムや特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>(10)システム管理機能 ・中間サーバ・ソフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバ・ソフトウェアの稼働状態の通知、保管期間切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))</p>

システム3	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>(1)宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>(2)統合宛名番号の付番機能 ・個人情報新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>(3)符号要求機能 ・個人番号に対応する統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>(4)情報照会機能 ・中間サーバへの特定個人情報(連携対象)の情報照会及び中間サーバからの情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>(5)情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して行われる情報照会要求情報を業務システムから受領し、中間サーバからの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ、介護保険システム)</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法 別表第一の68項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法 番号法別表第二の93項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条 番号法別表第二の94項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法別表第二の1項 番号法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 番号法別表第二の3項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条 番号法別表第二の4項 番号法別表第二の5項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第5条 番号法別表第二の6項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条 番号法別表第二の17項 番号法別表第二の22項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条 番号法別表第二の26項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二の30項 番号法別表第二の33項 番号法別表第二の39項 番号法別表第二の42項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条 番号法別表第二の43項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条の2 番号法別表第二の56の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 番号法別表第二の58項 番号法別表第二の61項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条 番号法別表第二の62項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条 番号法別表第二の80項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 番号法別表第二の81項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2 番号法別表第二の87項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条 番号法別表第二の90項 番号法別表第二の94項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条 番号法別表第二の95項 番号法別表第二の97項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条 番号法別表第二の109項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条の2 番号法別表第二の117項 番号法別表第二の119項</p>

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県松江市健康福祉部介護保険課
②所属長	介護保険課長 遠田 悟
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
その必要性	介護保険法第3条の規定により、市町村が保険者となり、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定、保険給付を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【個人番号及びその他の識別情報】 対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 介護保険被保険者の資格、賦課、収納、認定、給付事務の基本情報として管理するため</p> <p>【業務関係情報】 介護保険料の決定、認定、給付事務を行うため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	島根県松江市健康福祉部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣、共済組合等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (住所地特例施設、適用除外施設等) <input type="checkbox"/> その他 (島根県国民健康保険団体連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、保険料の賦課及び収納管理、認定情報管理、保険給付事務を適正に行うため	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、鹿島支所市民生活課、島根支所市民生活課、美保関支所市民生活課、八雲支所市民生活課、玉湯支所市民生活課、宍道支所市民生活課、八束支所市民生活課、東出雲支所市民生活課、
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		介護保険事務を行うため、下記の事務にそれぞれの項目を使用している。 1 資格管理に関する事務 ・識別情報(個人番号等) ・連絡先情報(氏名、性別、生年月日、住所の4情報等) 2 保険料賦課及び収納に関する事務 ・識別情報 ・連絡先情報 ・地方税情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・年金情報 3 認定に関する事務 ・識別情報 ・連絡先情報 ・医療保険関係情報 ・介護・高齢者福祉情報 4 給付に関する事務 ・識別情報 ・連絡先情報 ・介護・高齢者福祉関係情報
	情報の突合	1 申請・届出時には、記入された個人番号と4情報を突合して確認する 2 庁内連携システムから情報を連携する場合は、内部番号である宛名番号により突合する
⑥使用開始日	平成27年10月5日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件 	
委託事項1	介護保険システム運用支援業務	
①委託内容	介護保険システム運用に係る支援、個別開発システムの管理・改修、夜間バッチの管理・処理、既存システム連携支援、給付管理票システム運用に係る支援業務等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	富士通株 山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務再委託申請書の提出・承認
	⑥再委託事項	介護保険システムに係る運用支援

委託事項2～5	
委託事項2	
介護保険法に基づく地域包括支援センター設置及び運営	
①委託内容	介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務等
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※
	[再委託しない] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
⑥再委託事項	
委託事項3	
帳票印刷	
①委託内容	
被保険者証、督促状、負担割合証等の大量帳票印刷	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通(株)山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※
	[再委託しない] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
⑥再委託事項	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (28) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (9) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の収納に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の6項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

提供先7	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の30項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先8	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の33項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先9	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

提供先10	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先12	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の62項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先15	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

提供先16～20	
提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先17	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の90項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の94項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供先21	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の5の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第5条
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先22	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

提供先23	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の22の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先24	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の43の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条の2
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

提供先25	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の81の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先26	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の97の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

提供先27	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の109の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条の2
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
提供先28	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の119の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

移転先1	市民部市民課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、住民基本台帳法第7条の10号の3
②移転先における用途	住民基本台帳に記載するため
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
移転先2～5	
移転先2	健康福祉部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の15項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
移転先3	財政部市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の16項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

移転先4	市民部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の30項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
移転先5	市民部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の59項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
移転先6～10	
移転先6	防災安全部防災安全課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の36の2項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第28条
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度

移転先7	健康福祉部障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の84項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第60条
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
移転先8	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の41項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会をうけたら都度
移転先9	健康福祉部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の条例制定予定
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>委託先 1 (富士通) 再委託あり (1)データの適切な管理すること。 (2)データの本業務以外の用途の使用禁止。 (3)指定された場所以外の場所へのデータ持出し禁止。ただし、松江市から承認を受けた場合は、データの暗号化処理、又は保護措置を講ずること。 (4)承認を受けた場合を除き、データの複製、複写、第三者への提供をしない。 (5)不要となったデータは、遅滞なく松江市に返還すること。</p> <p>委託先 2 (松江市社会福祉協議会) 再委託なし (1)個人情報は、松江市個人情報保護条例に基づき取扱う。</p> <p>委託先 3 (松江市行政情報システムサービス共同企業体) (1)目的外利用の禁止 (2)特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 (3)特定個人情報の提供の禁止 (4)情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う (5)必要に応じて委託先の視察・監査を行う</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に入力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	松江市個人情報保護条例において、収集した個人情報の目的外での提供及びオンライン結合による個人情報の提供について制限している。庁内システムについてシステム連携一覧表を作成し、管理している。	
その他の措置の内容	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末接続の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くため経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動対応を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラネットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラネットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラネットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラネットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<物理的対策としての中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <技術的対策としての中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入探知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	事務担当者へ初任時に必要な知識の習得に資するための指導を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・管理を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号: 690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市市役所 総務部総務課 法制・情報公開係 電話番号: 0852-55-5555(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号: 690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市市役所 政策部情報政策課 電話番号: 0852-55-5555(代表)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年1月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

